

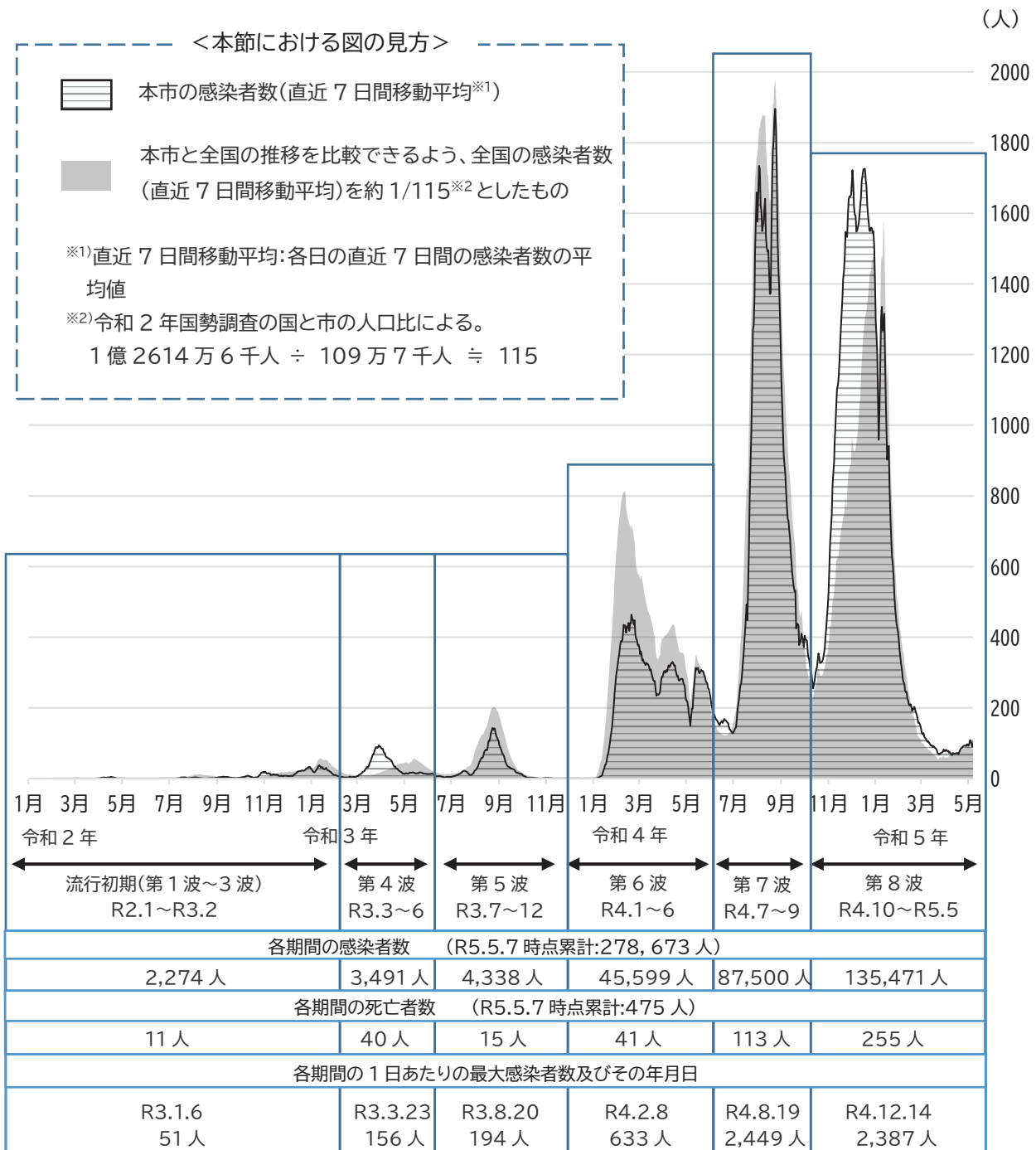
第 1 章

本市の感染状況

第1節 感染状況の推移と主な対策

- ・ 本市においては、令和2年1月に新型コロナを指定感染症に位置づける政令が公布されたことを受け、市危機管理指針に基づく全庁的危機管理事案としての対応を開始した。
- ・ 令和2年2月には、本市の市民への感染が確認され、同年3月下旬から市内で感染が広がり始めた。
- ・ 令和3年3～6月の第4波においては、3月中下旬に人口10万人当たりの新規陽性者数が全国最多となるなど、急激な感染拡大が生じた。
- ・ 以降は概ね全国における感染者の増減とほぼ同時期に本市の感染者も増減した。特に令和4年1～6月の第6波以降は感染者が著しく増加し、令和5年5月7日時点での本市の累計感染者約28万人のうち、約96%が第6波以降に感染している。

【図：国内及び本市の感染状況の推移】



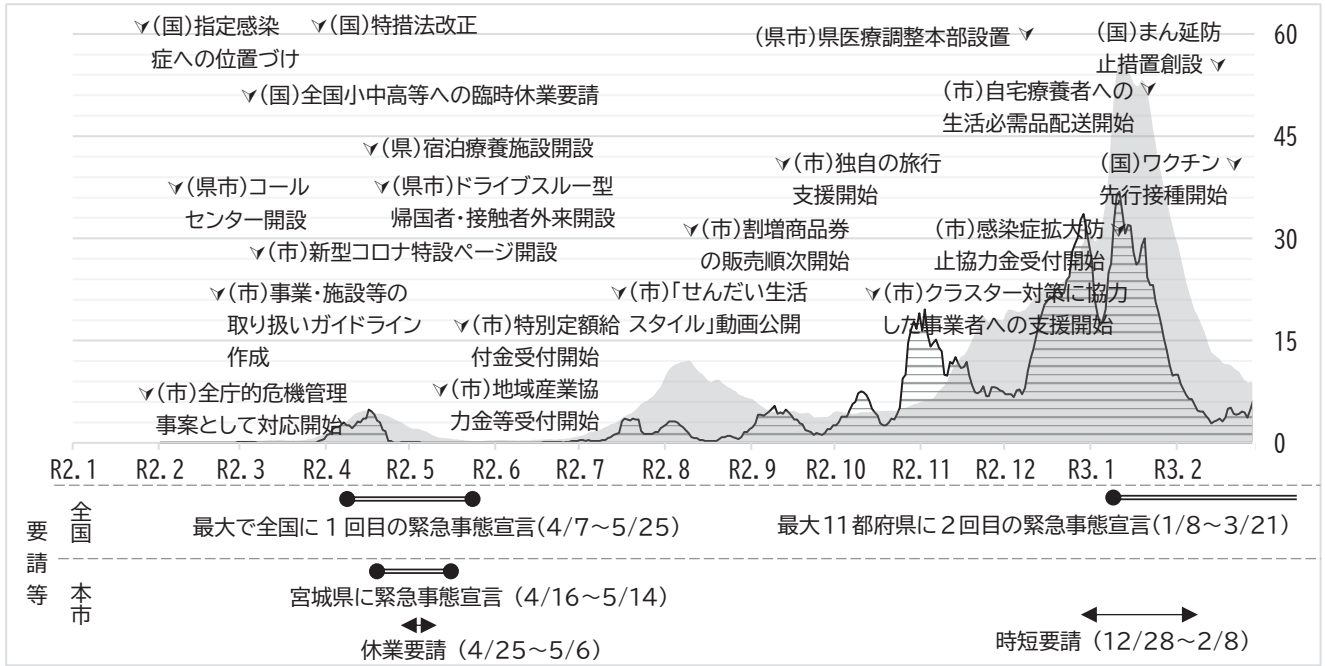
第1章 本市の感染状況

第1章

第1節

感染状況の推移と主な対策

1 流行初期（第1波～3波） 令和2年1月～令和3年2月 累計感染者：2,274人 (人)



【本市の感染状況】

- ・ 本市の市民への感染が最初に確認されたのは令和2年2月29日だった（市外での感染）。市内での感染は3月下旬以降に拡大した。【第1波（R2/1～6）期間中の累計感染者68人】
- ・ 7月から9月にかけて、再度感染が拡大した。【第2波（R2/7～9）期間中の累計感染者189人】
- ・ 10月は、1か月間でそれまでの累計を超える感染者数となるなど、急激に感染が拡大した。令和3年1月中旬以降は減少傾向となった。【第3波（R2/10～R3/2）期間中の累計感染者2,017人】

【国・県の対応】

- ・ 国は、国内で最初の感染確認を受け、新型コロナを感染症法に基づく指定感染症として位置付ける政令を公布した。（公布：R2/1/28、施行：R2/2/1）
- ・ 国は、新型コロナの感染拡大を防止するため、全国の小中学校・高校・特別支援学校等に、一斉臨時休業を要請した。（R2/2/27）
- ・ 国は特措法を改正し、新型コロナを新型インフルエンザ等とみなし、特措法に基づく措置（緊急事態宣言^{†1}の発出や都道府県知事による要請等）を実施することを可能とした。（R2/3/13）
- ・ 国は第1波の感染拡大を受け、東京都や大阪府等の7都府県に初の緊急事態宣言を発出し、その後、対象を全国に拡大した。（R2/4/7～5/25）
- ・ 県は、県内初の宿泊療養施設を市内に開設し、軽症者等の患者受入れを開始した。（R2/4/16）
- ・ 国は、感染状況を4つの段階（ステージⅠ～Ⅳ）に区分し、各ステージの状態、次のステージへの移行を検知する指標、各ステージにおいて講ずべき施策をパッケージとして示した。（R2/8/7）
- ・ 国は、第3波を受け、首都圏4都県に2回目の緊急事態宣言を発出し、その後、最大11都府県（宮城県は含まれず）に拡大した。（R3/1/8～3/21）
- ・ 国は、特措法を改正し、まん延防止措置^{†2}を創設した。（R3/2/13）
- ・ 国は、ワクチンの医療従事者向け先行接種を、市内で開始した。（R3/2/19）

【本市を対象とした要請等】

- ・ 初の緊急事態宣言が全国に拡大され、宮城県も対象とされた。（R2/4/16～5/14）
- ・ この緊急事態宣言では、他都道府県と同様、遊興施設、商業施設、学校、スポーツ施設等幅広い業種に対し、休業要請が行われた。（R2/4/25～5/6 ※学校については5/31まで休業）
- ・ 第3波の感染拡大を受け、繁華街である国分町等を対象に、接待・酒類提供の飲食店への時短要請

が行われ（R2/12/28～R3/1/27）、その後、対象地域が本市全域へと拡大された。（R3/1/27～2/8）

【本市の主な対策】

（実施体制）

- ・ 新型コロナを指定感染症に位置付ける政令の公布を受け、市危機管理指針に基づく全庁的危機管理事案としての対応を開始した。（R2/1/28）
- ・ 庁内の部局横断的な調整を迅速かつ的確に行うため、総務局にコロナ調整担当を設置した。（R2/4/14）

（サーベイランス・情報収集）

- ・ 感染疑いのある方の検査を早期に行うため、県・市と東北大学病院との協力により、ドライブスルー方式による東北大学病院臨時診療所を開設した。（R2/4/21）

（医療）

- ・ 県・市共同で新型コロナに関するコールセンターを開設した。（R2/2/4）※24時間対応や多言語対応、発熱外来^{†3}の情報提供開始等、順次体制を強化し、「受診・相談センター」に改称（R2/11/5）
- ・ 宿泊療養施設の運営主体である県から要請を受け、宿泊療養施設内に従事する本市職員の派遣を開始した。（R2/8/24）
- ・ 仙台医療圏^{†4}における患者の受入先医療機関を調整するため、県庁内に県医療調整本部が設置され（R2/12/10）、県・市保健所^{†5}が合同事務局となり、仙台医療圏の全患者の入院等調整を行った。
- ・ 自宅療養者の増加を踏まえ、食料品・日用品等の生活必需品の配送を開始した。（R3/1/20）

（情報提供・共有）

- ・ 本市ホームページ内に、新型コロナに係る情報を集約して掲載する特設ページを開設した。（R2/3/9）
- ・ 第1波の感染拡大を受け、市長、知事、県・市医師会長が緊急共同会見を行った。（R2/4/3）
- ・ 初の緊急事態宣言の適用を受け、本市、東北6県、新潟県、新潟市が緊急共同宣言を行った。（R2/4/24）
- ・ 国が示した「新しい生活様式^{†6}」を踏まえ、「身体的距離の確保」「手洗い励行」「マスク着用」の実践例を、「せんだい生活スタイル」として動画で発信した。（R2/7/14）

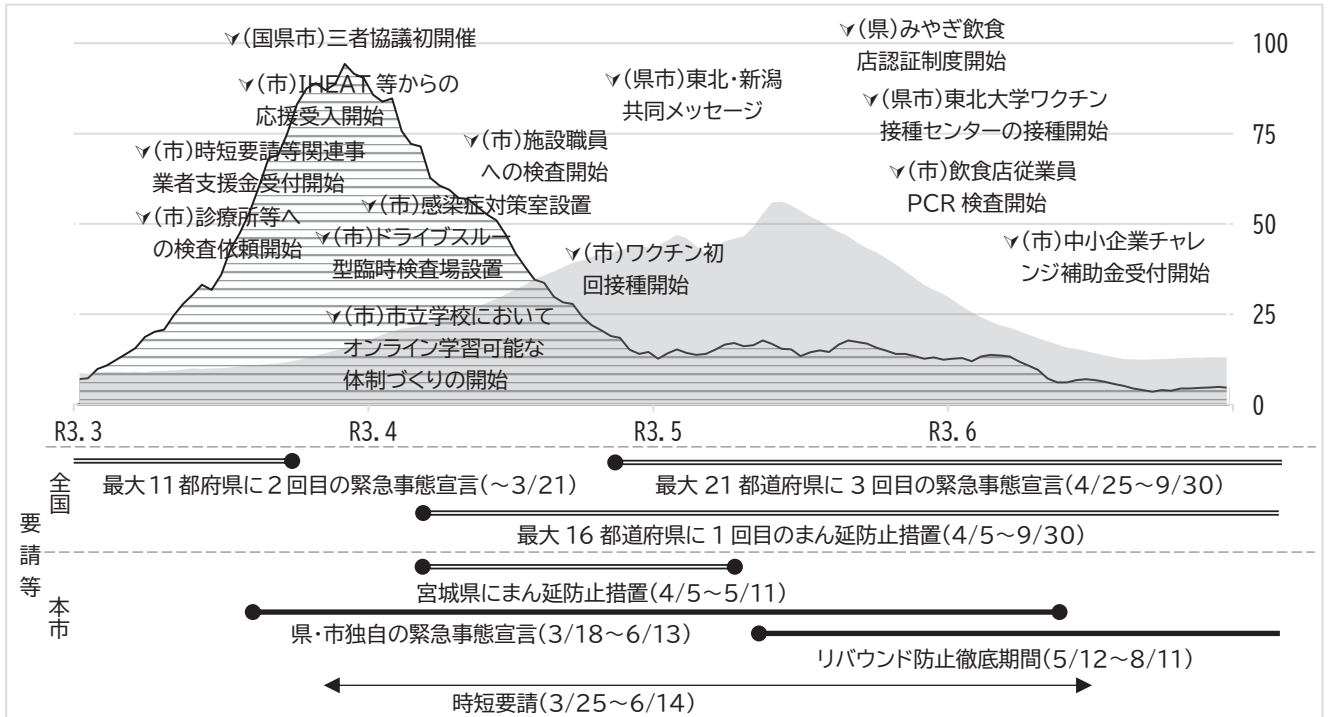
（予防・まん延防止）

- ・ 全庁的な感染対策の基準を示す本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン^{†7}を作成した。（R2/2/27）
- ・ 国の小中高校等への臨時休業要請を受け、市立学校を臨時休業とした。（R2/3/2～5/31 ※市立幼稚園・特別支援学校はR2/4/25～5/31）
- ・ 未就学児については、家庭での教育・保育を依頼（保育所等への登園自粛要請）した。（R2/4/13～5/31）
- ・ 飲食店を中心にクラスターが発生したため、感染拡大防止に協力した事業者への支援金（感染拡大防止協力事業者特別支援金）や感染対策への奨励金（感染防止対策奨励金）を創設した。（申請受付開始：前者R2/10/7、後者R2/10/28）

（市民生活及び市民経済の安定の確保）

- ・ 初の緊急事態宣言に伴う休業要請を受け、県内一律の協力金制度に市独自の上乗せを加えた地域産業協力金や、対象外となる事業者への地域産業支援金の支給等を開始した。（申請受付開始：R2/5/13）
- ・ 国の施策に基づき、市民1人あたり10万円を支給する特別定額給付金事業を実施した。（申請受付開始：R2/5/18）
- ・ 全利用者を対象に、令和2年7・8月の水道基本料金・下水道基本使用料を減免した。（発表：R2/5/19）
- ・ 新型コロナの影響を受けた事業者を支援するため、「仙台市商店街応援割増商品券発行事業補助金」を創設し、割増商品券を販売する市内の商店街に補助金を交付した。（販売開始：R2/8月上旬から順次）※令和3年度も実施
- ・ 本市独自の旅行支援として、東北6県在住者を対象に、市内宿泊施設の割引を受けられる「Travel 仙台 選べるトク旅キャンペーン」を実施した。（販売開始：R2/9/15）※令和3・4年度も実施
- ・ 第3波における時短要請を受け、要請に全面的に協力した飲食店等への感染症拡大防止協力金の支給を開始した。（申請受付開始：R3/1/12）※以降も時短・休業要請の度に実施

2 第4波 令和3年3月～令和3年6月 累計感染者：3,491人 (人)



【本市の感染状況】

- ・ 全国より約1か月早く感染が拡大し、令和3年3月中下旬には人口10万人当りの新規陽性者数が全国最多となるなど、極めて深刻な感染状況となった。
- ・ 3月の新規陽性者数は1,757人となり、以前のピーク（令和2年12月）の約2.7倍となった。

【国・県の対応】

- ・ 本市において全国より早い時期に急激な感染拡大が生じたこと、また検査待ちや入院・宿泊療養施設入所待ちが多数発生したことを重く見た知事の呼びかけにより、国・県・市による三者協議が行われた。(3/17)

これを受け、翌日には県・市独自の緊急事態宣言（宮城県・仙台市緊急事態宣言）を発出したほか、以降、国・県・市の三者が随時協議して緊密な連携を取り、迅速な対策を講じる体制を構築した。

- ・ 国は、首都圏での感染者数が減少し、病床使用率も改善しているとして、首都圏4都県に発出していた緊急事態宣言を解除した。これをもって2回目の緊急事態宣言が全て解除された。(3/21)
- ・ 国は、宮城県を含む3府県に対し、令和3年2月に施行された改正特措法に基づき、まん延防止措置を初めて適用した。その後、第5波の収束までに最大16都道府県に拡大した。(4/5～9/30)
- ・ 県は、まん延防止措置の適用を受け、本市を措置区域とした。(4/5～5/11)
- ・ 国は、東京都、大阪府等4都府県に、3回目の緊急事態宣言を発出した。その後、第5波の収束までに最大21都道府県に拡大した。(4/25～9/30)
- ・ 県は、飲食店における感染対策を強化しつつ、利用客の増加につなげ県内飲食業の振興を図ることを目的に、「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」を創設した。(申請受付開始：5/21)

【本市を対象とした要請等】

- ・ 感染者の急増を受け、県・市独自の緊急事態宣言が発出された。(3/18～6/13)
- ・ さらなる感染拡大を受け、本市全域の接待・酒類提供の飲食店への時短要請が行われた。(3/25～4/5)
- ・ 本市を措置区域として、まん延防止措置が適用された。(4/5～5/11)
- ・ まん延防止措置適用とともに、時短要請の対象が本市全域の全ての飲食店及び県内の接待・酒類提供の飲食店へと拡大された。(4/5～5/12)

- ・ まん延防止措置の解除とともに、時短要請の対象が再び本市全域の接待・酒類提供の飲食店へと変更され（5/12～6/1）、その後、青葉区内の接待・酒類提供の飲食店へと縮小された。（6/1～6/14）
- ・ まん延防止措置解除後は、県・市独自のリバウンド防止徹底期間が設定され、引き続きの感染予防が呼びかけられた。（5/12～8/11）※第5波により、8/12以降は県・市独自の緊急事態宣言に切替え

【本市の主な対策】

（実施体制）

- ・ 市保健所の業務逼迫への対応のため、市内医療系大学を中心とする IHEAT^{†8} や、DMAT^{†9}、全国の自治体の保健師等、多数の応援を受け入れた。（IHEAT からの受入開始：3/18、他自治体からの受入開始：3/19、DMAT からの受入開始：3月下旬）
- ・ 市保健所の機能を強化するため、新たに課相当の感染症対策室を設けるとともに、健康福祉局保健衛生部に、保健所業務のマネジメント等を行う「総務グループ」を設置した。
さらに、ドライブスルー検査場の運営等のように専門の職員以外でも対応可能な業務を、市保健所外の部署に分担させる全庁推進体制や、全庁から市保健所等へ応援職員を派遣する全庁応援体制を立ち上げ、新型コロナ対応にあたる市保健所等の部署を支援する体制を構築した（各保健所支所^{†5}については、区内応援体制を構築して対応）。（感染症対策室の設置：4/1）

（サーベイランス・情報収集）

- ・ 入院患者の増加等により、これまで感染疑い者の検査を行っていた帰国者・接触者外来の多くが逼迫したため、市内の診療所等への PCR 検査^{†10}の受入依頼を開始した。（3/9）
- ・ 検査待ちの解消のため、ドライブスルー方式の臨時 PCR 検査場（仙台市ドライブスルー型臨時検査場）を設置した。（3/25）

（情報提供・共有）

- ・ 年度の切替わりやゴールデンウィークなど、人流増加に伴う感染拡大が懸念されたため、市長、知事、県・市医師会長等の共同記者会見や、本市、東北6県、新潟県、新潟市の共同メッセージ等を通じ、市民に対し時短要請への協力や県境をまたぐ移動の自粛等を呼びかけた。（共同メッセージ：4/26）

（予防・まん延防止）

- ・ 市立学校において、新型コロナ感染拡大等の様々な事由により登校が困難となった場合に備え、児童生徒1人1台端末の活用によるオンライン学習が実施可能な体制づくりを開始した。（3/26）
- ・ ワクチン初回接種（1回目・2回目）を、65歳以上の高齢者から順次開始した。開始にあたっては、主に高齢者施設入所者への接種を優先した。（高齢者施設入所者等への接種開始：4/20）
- ・ 重症化リスクの高い高齢者等への感染を予防するため、高齢者施設・障害者施設等の職員を対象に抗原定量検査^{†10}を開始した。（4/12）
- ・ ワクチン接種を加速するため、東北大学病院、県と共同で大規模接種会場（東北大学ワクチン接種センター）を開設した。（5/24）

（市民生活及び市民経済の安定の確保）

- ・ 令和2年12月からの時短要請や国のGoToキャンペーン停止の影響を受けた事業者を支援するため、「仙台市時短要請等関連事業者支援金」の制度を創設した。（申請受付開始：3/10）※以降も時短・休業要請の度に実施
- ・ 飲食店の感染対策における安全・安心を確保し、地域経済の回復につなげるため、市内飲食店の従業員を対象とした定期的な無料PCR検査を開始した。（申込受付開始：5/26）
- ・ 新型コロナによる社会の変化に適応するための市内事業者の取組みを支援するため、「仙台市中小企業チャレンジ補助金事業」を創設した。（申請受付開始：6/8）※令和4年度も実施

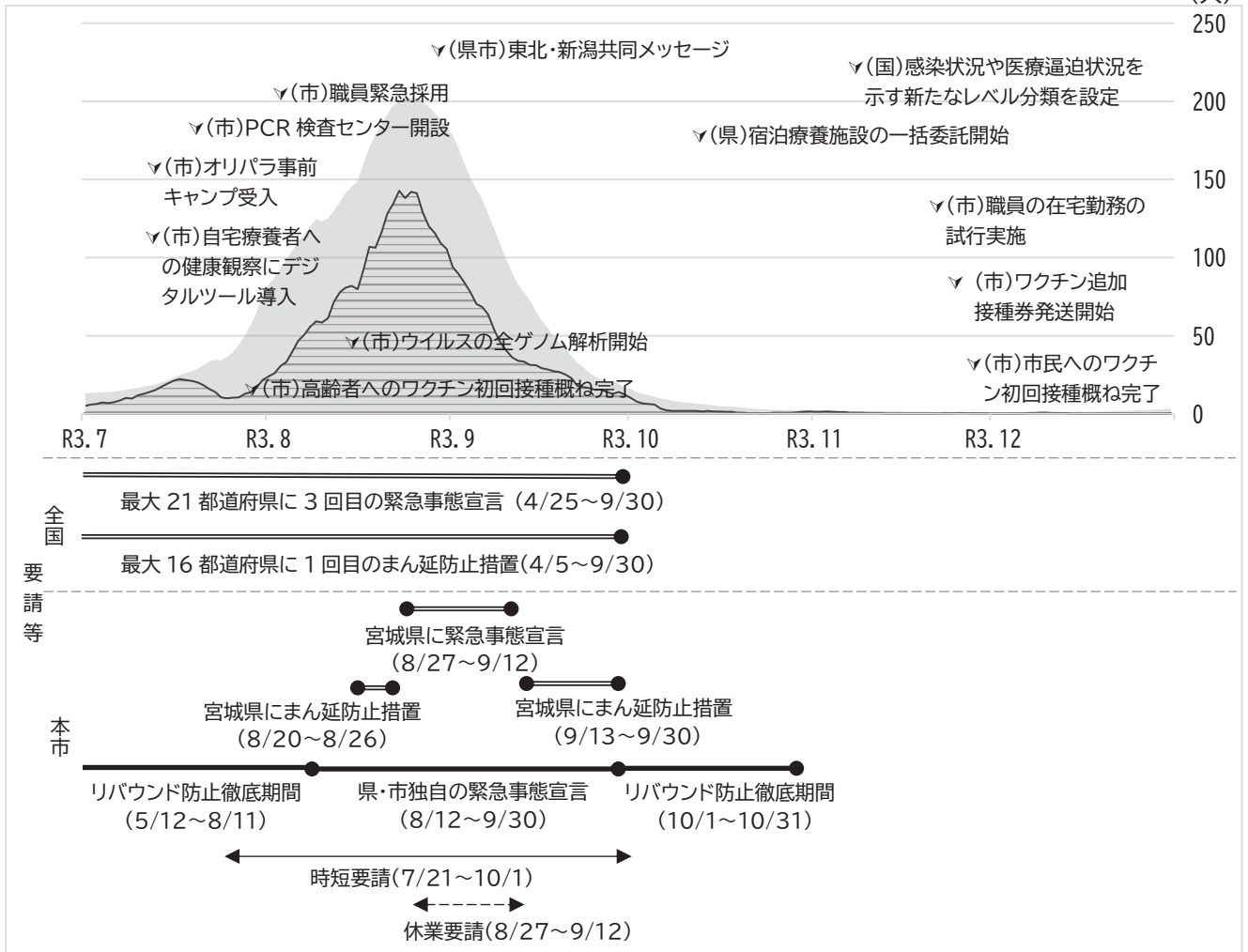
第1章 本市の感染状況

第1章

第1節

感染状況の推移と主な対策

3 第5波 令和3年7月～令和3年12月 累計感染者：4,338人



【本市の感染状況】

- ・ 令和3年7月下旬までに、より感染力の強いデルタ株^{†11}へと置き換わり、急速に感染が拡大した。
- ・ 8月の新規陽性者数は2,938人となり、以前のピーク（令和3年3月）の約1.7倍となった。

【国・県の対応】

- ・ 国は、第4波で発出した3回目の緊急事態宣言を縮小し、沖縄県のみ延長としたが（6/21～7/11）、第5波の感染拡大を受け、対象区域に東京都を追加した（7/12）。その後、最大で宮城県を含む21都道府県に拡大した。（3回目の緊急事態宣言の発出期間：4/25～9/30）
- ・ 国は、第4波で適用した1回目のまん延防止措置を縮小し、埼玉県等の4府県のみ延長としたが（7/12～8/1）、第5波の感染拡大を受け、この4府県については緊急事態宣言に切り替えるとともに、新たに北海道等の5道府県にまん延防止措置を適用した（8/2）。その後、最大で宮城県を含む16都道府県に拡大した。（1回目のまん延防止措置の適用期間：4/5～9/30）
- ・ 県は、まん延防止措置の適用を受け、本市を措置区域とした。（8/20～8/26、9/13～9/30）
- ・ 県は、県内の宿泊療養施設の運営を一括で業務委託する体制を開始した。これにより、本市職員が現場で管理運営業務を行う必要がなくなった。（10/13）
- ・ 国は、国民のワクチン接種率が70%を超えたほか、医療提供体制の強化や治療薬の開発が進んできた状況等を踏まえ、感染状況や医療逼迫状況を、レベル0～4までの5段階で評価する新たなレベル分類を設定した。（11/8）

【本市を対象とした要請等】

- ・ 本市全域の接待・酒類提供の飲食店への時短要請（7/21～8/20）が行われたほか、人々の移動が増

えるお盆を前に、県・市独自の緊急事態宣言が発出された。(8/12～9/30)

- ・ 本市を措置区域として、まん延防止措置が適用された。また、時短要請の対象が、県内全ての飲食店に拡大されたほか、飲食店以外の施設（本市全域）やイベント主催者等（県内）へも初めて適用された。(8/20～8/26)
- ・ まん延防止措置適用後も感染拡大が続いたため、改めて宮城県に緊急事態宣言が発出された（8/27～9/12）。飲食店以外の施設への時短要請が県内に拡大されたほか、県内の酒類又はカラオケ設備提供飲食店への休業要請が行われた。(8/27～9/12)
- ・ 9月以降、感染が減少傾向に入ると緊急事態宣言が解除され、代わって再度本市を措置区域としてまん延防止措置が適用された（9/13～9/30）。これに伴い、時短要請の内容も緊急事態宣言発出前とほぼ同様の内容へと戻された。(9/13～10/1)
- ・ まん延防止措置解除後は、県・市独自のリバウンド防止徹底期間とされ、引き続きの感染予防が呼びかけられた。(10/1～10/31)

【本市の主な対策】

（実施体制）

- ・ 新型コロナ対策に伴う行政需要の増加に対応するため、緊急の職員採用試験を行い、事務と保健師の2職種を採用した。(8/1)

（サーベイランス・情報収集）

- ・ 新型コロナの全ゲノム解析や変異株スクリーニング検査を独自に行い、市内の発生動向を迅速に把握できるよう、市衛生研究所に次世代遺伝子解析装置を導入した。(解析開始：8/12)

（医療）

- ・ 増加する自宅療養者への対応を強化するため、各保健所支所が行う日ごとの健康観察にデジタルツール（みやぎ電子申請サービス^{†12}等）を順次導入した。(青葉支所で導入開始：7/10)
- ・ 自宅療養者への生活必需品の配送について、受付方法を、本市から感染者に連絡する方式から、希望者に電子申請で申し込んでもらう方式に変更するとともに、配送可能件数を1日200件と、それまでの10倍に増やした。(8/23)

（情報提供・共有）

- ・ 急激な感染拡大に対応するため、市長、知事、県・市医師会等との共同記者会見や、本市、東北6県、新潟県、新潟市の共同メッセージ等を通じ、市民に対し県境をまたぐ移動等の中止や、時短要請への協力を呼びかけた。(共同メッセージ：8/31)

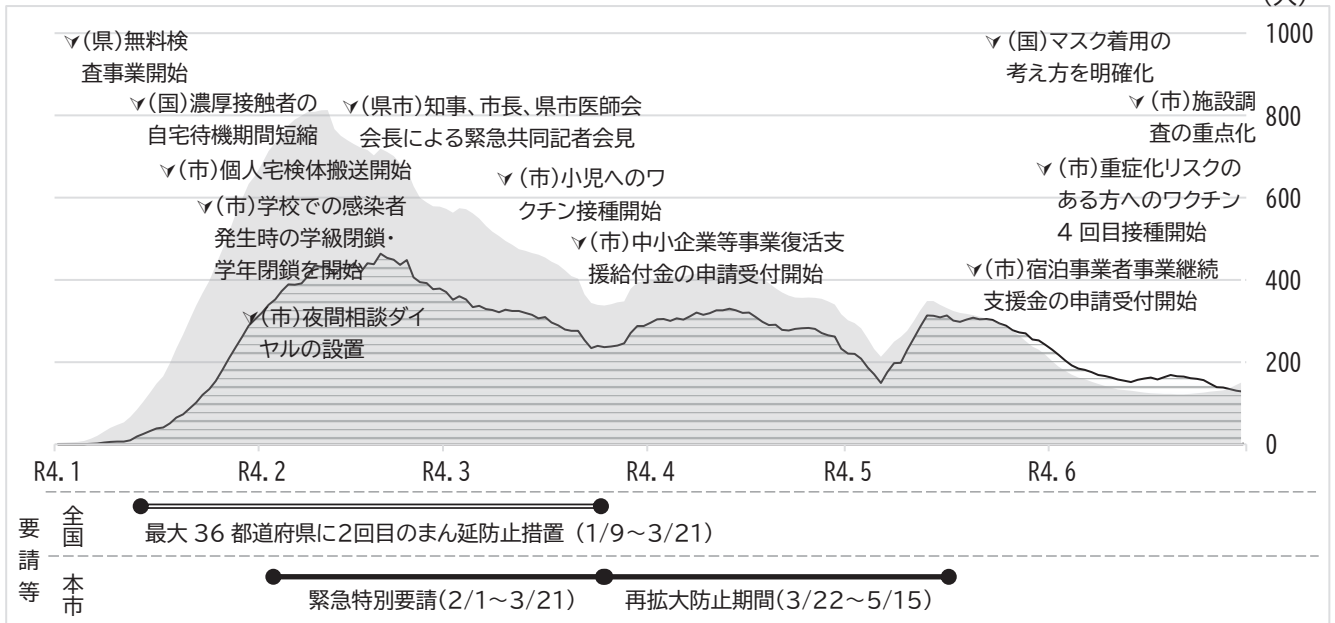
（予防・まん延防止）

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック開催に際し、ホストタウンとしてイタリア代表の事前キャンプを受け入れた。感染対策を徹底し、1人の感染者も出さずに選手団を送り出すことができた。(ソフトボール受入：7/10～7/20、パラリンピック4競技〈車いすフェンシング、水泳、シッティングバレーボール、陸上〉受入：8/12～8/26)
- ・ 育児や介護等の事情を抱える職員が働きやすい環境の整備や、感染症まん延時における業務継続・職場における接触機会低減を図ることを目的に、在宅勤務を試行的に開始した。(11/22)
- ・ ワクチン接種について、7月末までに高齢者への、11月末までに全ての希望する市民への初回接種（1・2回目接種）を概ね完了した。
- ・ ワクチン第1期追加接種（3回目）の接種券発送を開始した。(11/26)

（市民生活及び市民経済の安定の確保）

- ・ 本市と協定を締結した民間事業者が、市役所本庁舎1階に、無症状者向けのPCR検査センターを設置した。(7/15)

4 第6波 令和4年1月～令和4年6月 累計感染者：45,599人



【本市の感染状況】

- ・ デルタ株よりも感染力の高いオミクロン株^{†11}が流行の主流となったことで、令和4年1月初めに感染が拡大し始めてから2週間余りで1日の新規陽性者数が過去最多を記録するなど、かつてない速さで感染が広がった。
- ・ 2月の新規陽性者数は11,572人で、1か月で第5波までの累計感染者数を上回り、以前のピーク(令和3年8月)の約3.9倍となった。

【国・県の対応】

- ・ 県は、無症状者向けの無料検査事業である「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査定着促進事業(定着促進事業)」及び「感染拡大時の一般検査事業(一般検査事業)」を開始した。これにより、多くの民間事業者が、市内に無料検査実施事業所を開設した。(定着促進事業開始：12/23、一般検査事業開始：1/1)
- ・ 国は、広島県、山口県及び沖縄県を対象に、2回目のまん延防止措置を適用し、その後、最大36都道府県に拡大した。(1/9~3/21) ※宮城県は適用を要請せず
- ・ 国は、オミクロン株の特性(感染力が強く、潜伏期間・発症間隔が短い)を踏まえ、濃厚接触者^{†13}の自宅待機期間を14日間から10日間に短縮し(1/14)、その後、さらに7日間(医療従事者等の社会機能維持者は最短で5日)に短縮した。併せて無症状患者(無症状病原体保有者)の療養解除基準も7日間へ短縮した。(1/28)
- ・ 国は、屋内でも人との距離が2m以上確保でき、ほとんど会話しない場合はマスク着用を不要とするなど、マスクの着用の考え方を明確化した。(5/20)

【本市を対象とした要請等】

- ・ 県は、オミクロン株の感染力の高さ、重症化率の低さを踏まえ、感染抑制と社会活動の維持を図るため、時短要請等を伴わない、県独自の緊急特別要請を发出了。(2/1~3/21)
- ・ 緊急特別要請の期間終了後は再拡大防止期間とされ、引き続き感染予防が呼びかけられた。(3/22~5/15)

【本市の主な対策】

(サーベイランス・情報収集)

- ・ 感染疑い者への行政検査について、個人宅で検体を回収する個人宅検体搬送を開始した。(1/21)

- ・ 感染者の急増による市保健所業務の逼迫を解消するため、国の通知を受け、陽性患者への感染源調査と発症後の行動歴調査を中止し、患者一人当たりの積極的疫学調査^{†14}に係る業務負担を削減した。(2/4)
- ・ 施設で感染が判明した際の積極的疫学調査(施設調査)について、一般事業所への調査を終了した。その後も、段階的に調査対象を絞り込み、最終的には高齢者施設、障害者施設、医療機関の3つに重点化した。(一般事業所への調査終了:1/19、3つに重点化:6/13)
- ・ 積極的疫学調査の重点化により、行政検査の対象件数が大幅に減少したことを受け、仙台市ドライブスルー型臨時検査場の運営を終了した(6/14)。また、東北大学病院臨時診療所の運営も終了した。(6/27)

(医療)

- ・ 宿泊療養施設への入所待機者や、自宅療養者が増加したため、自宅で体調が悪化した際の、看護師等による訪問健康観察を開始した。(1/17)
- ・ 夜間に体調が悪化した自宅療養者からの相談に対応するため、夜間相談ダイヤルを設置した。(1/29)

(情報提供・共有)

- ・ 急激な感染拡大に対応するため、市長と知事の共同記者会見(1/24)や、市長、知事、県・市医師会長の共同記者会見(2/10)等を通じ、市民に対し感染拡大防止の取組みを呼びかけた。

(予防・まん延防止)

- ・ 市立学校での感染者発生時は臨時休校としていたが、学校活動への影響を軽減するため、学級閉鎖・学年閉鎖での対応も可能とした。(1/27)
- ・ 5歳~11歳の小児に対するワクチン1・2回目接種を開始する(3/8)とともに、60歳以上の方や基礎疾患のある方等を対象として4回目接種の接種券発送を開始した。(5/27)

(市民生活及び市民経済の安定の確保)

- ・ 感染拡大の長期化を受け、市内事業者の事業継続や回復を下支えするため、「中小企業等事業復活支援給付金」の制度を創設した。(申請受付開始:3/17)
- ・ 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震の影響でさらなる打撃を受けた宿泊事業者を支援するため、「宿泊事業者事業継続支援金」の制度を創設した。(申請受付開始:5/17)

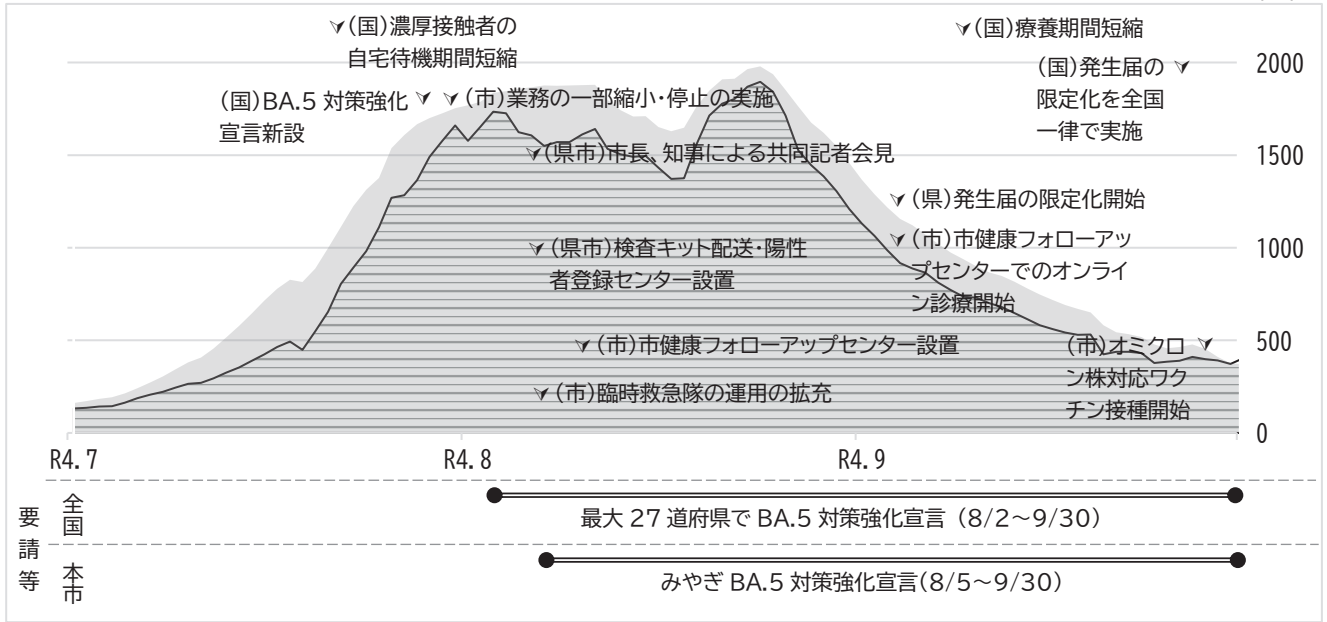
第1章 本市の感染状況

第1章

第1節

感染状況の推移と主な対策

5 第7波 令和4年7月～令和4年9月 累計感染者：87,500人 (人)



【本市の感染状況】

- ・ 感染の主流が、従来株より感染力が強く、免疫回避が起きやすいオミクロン株の亜系統 (BA.5 系統) に置き換わったこと等により、令和4年7月中旬以降、第6波が収まらないまま感染者が急増した。
- ・ 8月の新規陽性者数は47,036人で、1か月で第6波の累計感染者数を上回り、以前のピーク (令和4年2月) の約4.1倍となった。

【国・県の対応】

- ・ 国は、社会経済活動を維持していくため、濃厚接触者の待機期間を7日間から5日間に短縮した (検査で陰性ならさらに2日短縮)。(7/22)
- ・ 国はそれまでのような行動制限を伴う措置はとらず、社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県を支援するため、各都道府県が自主判断で発出できる「BA.5 対策強化宣言」を新設した。(7/29) ※宮城県を含め最大 27 道府県が発出
- ・ 国は、外来医療機関や保健所の負担を軽減するため、発生届^{†15}の対象を重症化リスクのある方に限定した。(宮城県で先行実施：9/2、全国で実施：9/26)
- ・ 国は、患者の療養期間について、有症状者であっても入院患者でなければ、10日間から7日間に短縮した。さらに、無症状者については検査で陰性であれば5日間に短縮した。(9/7)

【本市を対象とした要請等】

- ・ 県は、感染者急拡大に伴う医療への負荷増大を抑えるため、「みやぎ BA.5 対策強化宣言」を発出し、基本的な感染対策の再徹底や早期のワクチン接種等の要請を行ったほか、症状が軽く重症化リスクのない方に向けて抗原定性検査^{†10}キット等による自己検査について呼びかけた。(8/5～9/30)

【本市の主な対策】

(実施体制)

- ・ これまでにない急激な感染拡大を受け、各職場での感染拡大時への備えや、応援職員派遣に必要な人員を確保するため、各局等の業務を一部縮小・停止した。(8/1～9/30)

(医療)

- ・ 感染拡大と熱中症の多発時期が重なったことなどにより高齢者を中心に救急要請が増え、救急出場件数及び救急搬送困難事案が過去最多を記録したため、臨時救急隊の運用を拡充するとともに、市ホームページや各医療機関のデジタルサイネージ等により、救急車の利用に関する広報・啓発を行った。

(臨時救急隊の運用の拡充：8/5～9/11)

- ・ 医療機関の負担軽減のため、県と共同で「検査キット配送・陽性者登録センター（後に陽性者サポートセンターに改称）」を設置し（8/5）、軽症者への検査キットの配送や、自己検査等で陽性だった方からの登録受付等を行った。
- ・ 急増する自宅療養者へのフォローアップ体制強化のため、「仙台市健康フォローアップセンター」を設置し、自宅療養者からの電話相談を24時間受け付ける体制を構築した。（開設：8/8）
- ・ 発生届の対象限定化に伴い、届出の対象外となる自宅療養者への対応を強化するため、オンライン診療や処方薬の配送等、市健康フォローアップセンターの体制を強化した。（9/3）

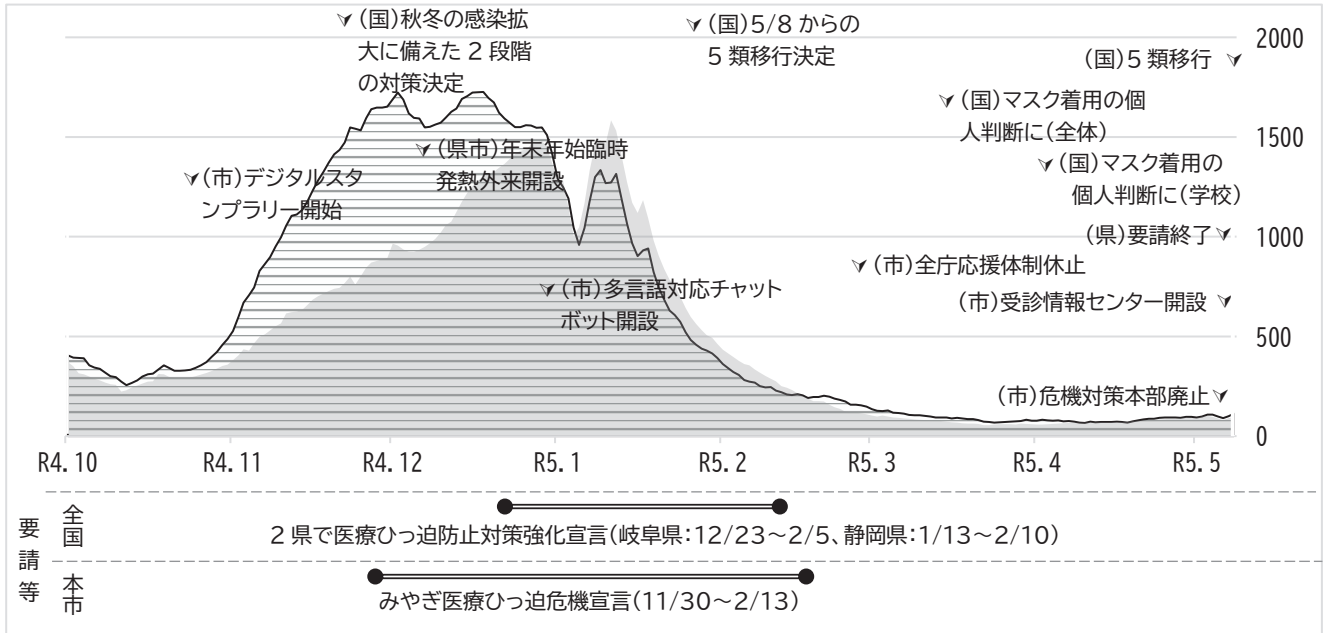
(情報提供・共有)

- ・ 「みやぎ BA.5 対策強化宣言」の発出に際し、市長と知事が共同記者会見を行った。（8/5）

(予防・まん延防止)

- ・ オミクロン株対応ワクチンの追加接種を開始した。（9/27）

6 第8波 令和4年10月～令和5年5月 累計感染者：135,471人 (人)



【本市の感染状況】

- 第7波が収まらないまま、令和4年10月下旬から11月にかけて、第7波同様の急激な感染拡大が起こった。この第8波は、北海道で最初の感染拡大が起こり、その後東日本から西日本へと感染が拡大したため、その初期においては、仙台市の感染規模が全国より大きくなった。
- 第7波までは、新たな波が発生する度、以前の波を大きく超える規模となっていたが、第8波では、令和4年12月の新規陽性者数が過去最多の48,988人となったものの、以前のピーク時（令和4年8月）をやや上回る程度だった。

【国・県の対応】

- 国は、秋冬の感染拡大に備え、オミクロン株に対応した新たな感染のレベル分類として、都道府県が「レベル3 医療負荷増大期」にある場合は「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を、さらに感染拡大が続く場合は、「レベル4 医療機能不全期」を回避するため、より強力な「医療非常事態宣言」を、それぞれ発出できる2段階の対策を決定した。(R4/11/18)
 - ※ 上記に基づき、2県で「医療ひっ迫防止対策強化宣言」が発出された。(岐阜県：R4/12/23～R5/2/5、静岡県：R5/1/13～2/10)
- 国は、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナを特措法の対象から外し、感染症法上の5類感染症に位置付けることを決定した。(R5/1/27)
- 国は、基本的な感染対策としてのマスク着用について、「屋内では原則着用」としていた取扱いを改め、令和5年3月13日（学校においては4月1日）から、個人の判断に委ねることを基本とすることを決定した。(R5/2/10)
- 新型コロナの5類移行により、特措法や感染症法に基づく様々な要請や関与が終了したほか、感染者数の公表方法も、全数把握による日ごとの公表から、定点把握による週1回の公表へと変更した。(R5/5/8)

【本市を対象とした要請等】

- 県は、保健医療の負荷状況を踏まえ、県独自の「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」を発出し、県民に対してオミクロン株対応ワクチンの早期接種や救急外来・救急車の適切な利用等と呼びかけたほか、事業者に対して、多数の欠勤者を前提とした勤務体制の確保について呼びかけた。(R4/11/30～R5/2/13)
- その後、国の方針に基づき、イベント開催やマスク着用等に関する要請内容が段階的に緩和され、

最終的には5月8日の5類感染症への移行に伴い、全ての要請が終了となった。(R5/5/7)

【本市の主な対策】

(実施体制)

- ・ 市保健所の業務効率化の進展や、感染者数の減少等を踏まえ、全庁応援体制を休止した。(R5/2/28)
- ・ 5類感染症への移行を受け、市行動計画^{†16}に基づく危機対策本部体制を終了した。(R5/5/7)

(医療)

- ・ 年末年始における市内の医療提供体制の安定的確保を図るため、市医師会、市薬剤師会、宮城県等と協力し、ドライブスルー方式による臨時の発熱外来を開設した。(R4/12/30～R5/1/3)
- ・ 自宅療養者等に向けたチャットボットサービス（外国人住民等にも配慮し7言語に対応可能）を開始した。(R4/12/30)
- ・ 「受診・相談センター」に「仙台市健康フォローアップセンター」の役割を併せ持たせた、新型コロナに係る健康相談等を幅広く受け付ける「受診情報センター」を開設した。(R5/5/8)

(予防・まん延防止)

- ・ 5類感染症への移行に伴い、国の基本的対処方針^{†17}が廃止され、特措法に基づく県の要請も終了したことから、本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインを廃止した。(R5/5/7)

(市民生活及び市民経済の安定の確保)

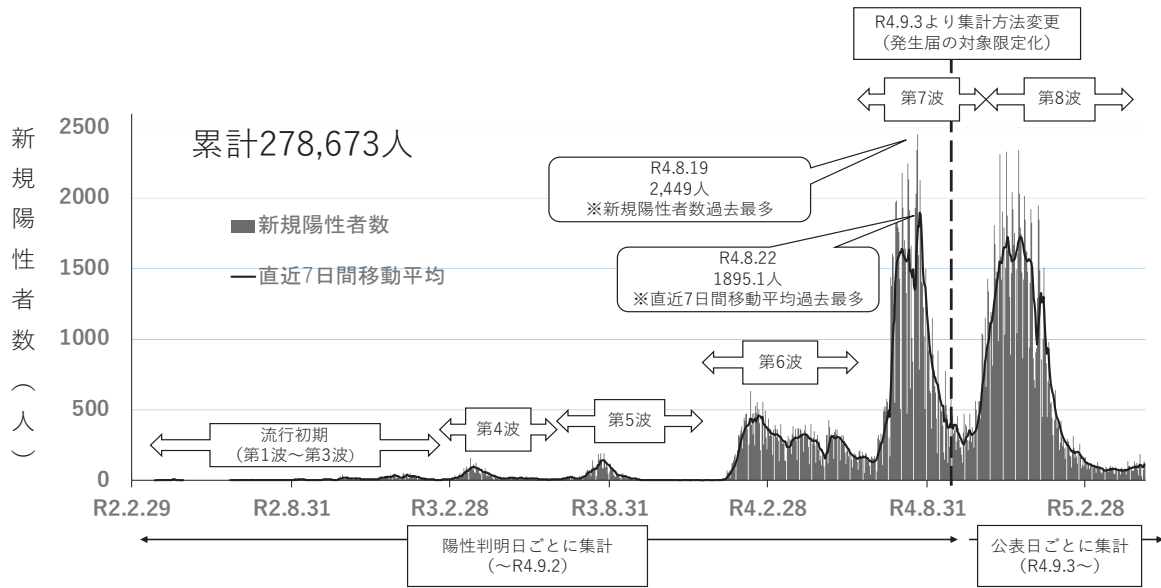
- ・ 商店街等での買い回りを促し商店街の新規顧客の獲得につなげるため、商店街等買い回り促進事業「めぐってトクする♪デジタルスタンプラリー」を実施した。(R4/10/20～R5/2/28)

第2節 新型コロナウイルス感染症に係る統計データ

1 本市における新規陽性者数（令和2年2月29日～令和5年5月7日）

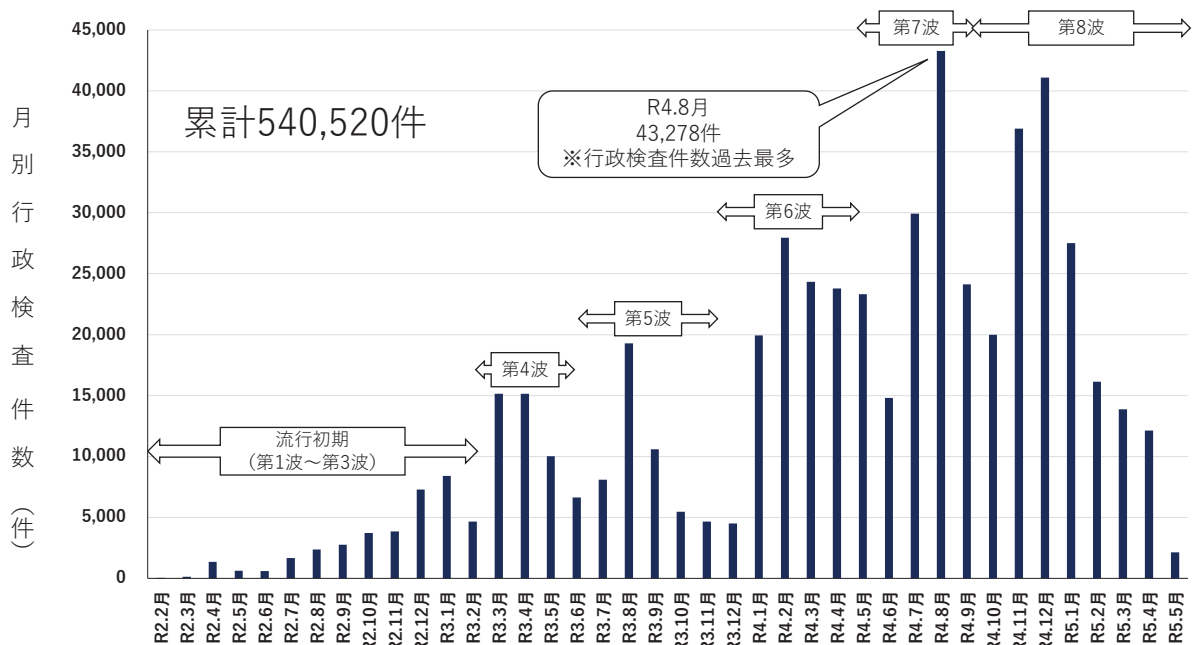
令和2年2月29日から令和5年5月7日までの新規陽性者数の累計は278,673人であり、日別最多は令和4年8月19日（第7波期間中）の2,449人である。

なお、令和4年9月2日までは、医療機関からの発生届^{†15}の届出数を陽性判明日ごとに集計していたが、9月3日からは、発生届の対象が限定されたことに伴い、集計方法を変更し、医療機関から報告される新規陽性者数及び陽性者登録センターへの登録数を公表日ごとに集計している。

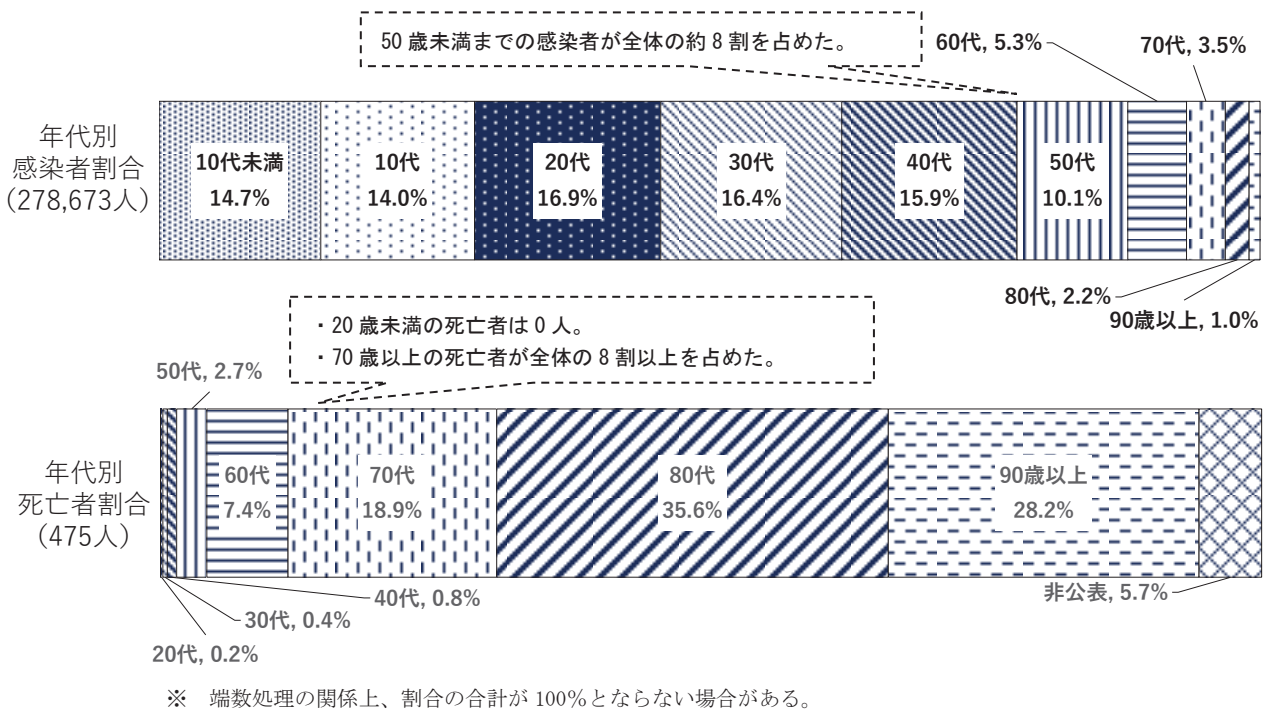


2 本市における月別行政検査（PCR検査等）件数（令和2年2月1日～令和5年5月7日）

行政検査(PCR検査^{†10}等)は、市衛生研究所及び民間検査機関のほか、検体採取可能な医療機関でも実施しており、本データはこれらの検査数を集計したものである。



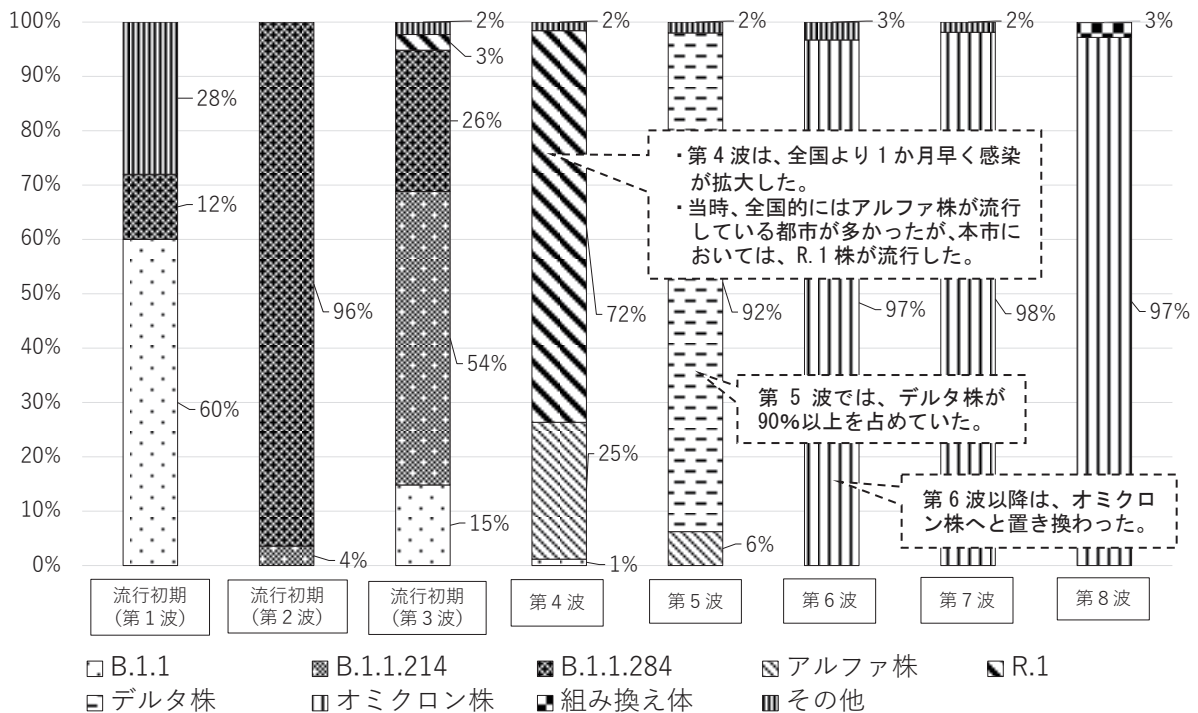
3 本市の感染者及び死亡者の年代別割合（令和2年2月29日～令和5年5月7日）



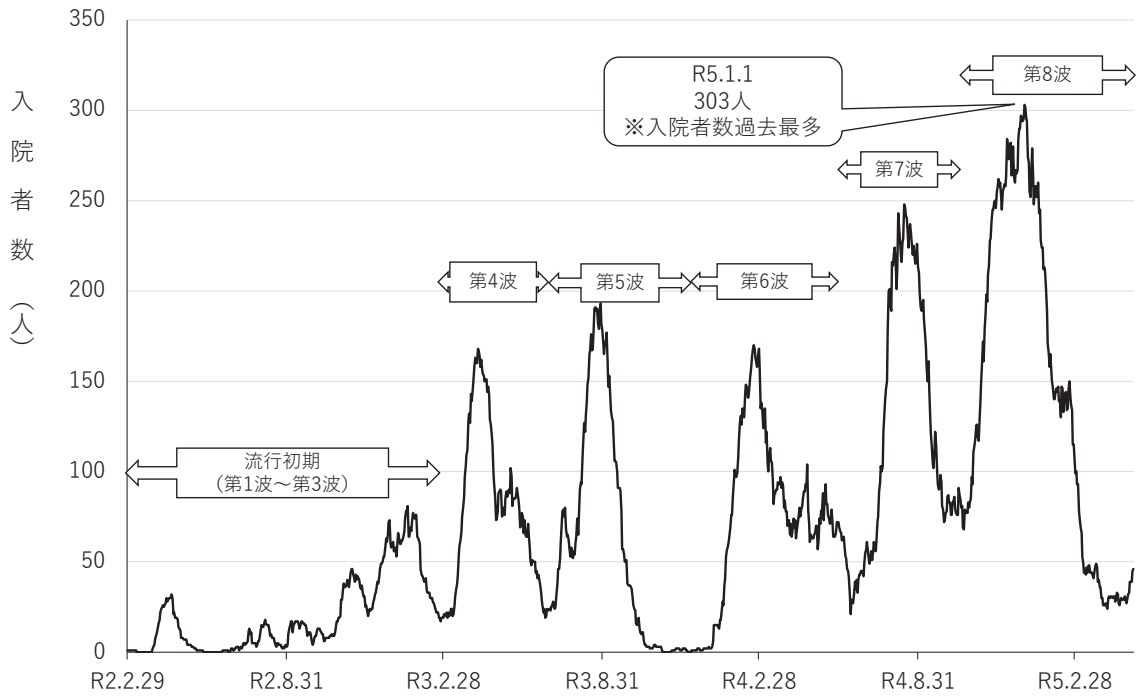
4 本市感染者のゲノム解析に基づく変異株の推移（流行初期～第8波）

本データは、市衛生研究所等において実施した新型コロナのゲノム解析の結果を集計したものである。

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で徐々に変異していくことが知られており、新型コロナウイルスも少しずつ変異をしている。大半の変異はウイルスの特性にほとんど影響を及ぼすことはないが、一部の変異では、感染・伝播性、重症化リスク、ワクチン・治療薬の効果、診断法などに影響を及ぼすことがあることから、本市においても変異の状況についてモニタリングを実施した。

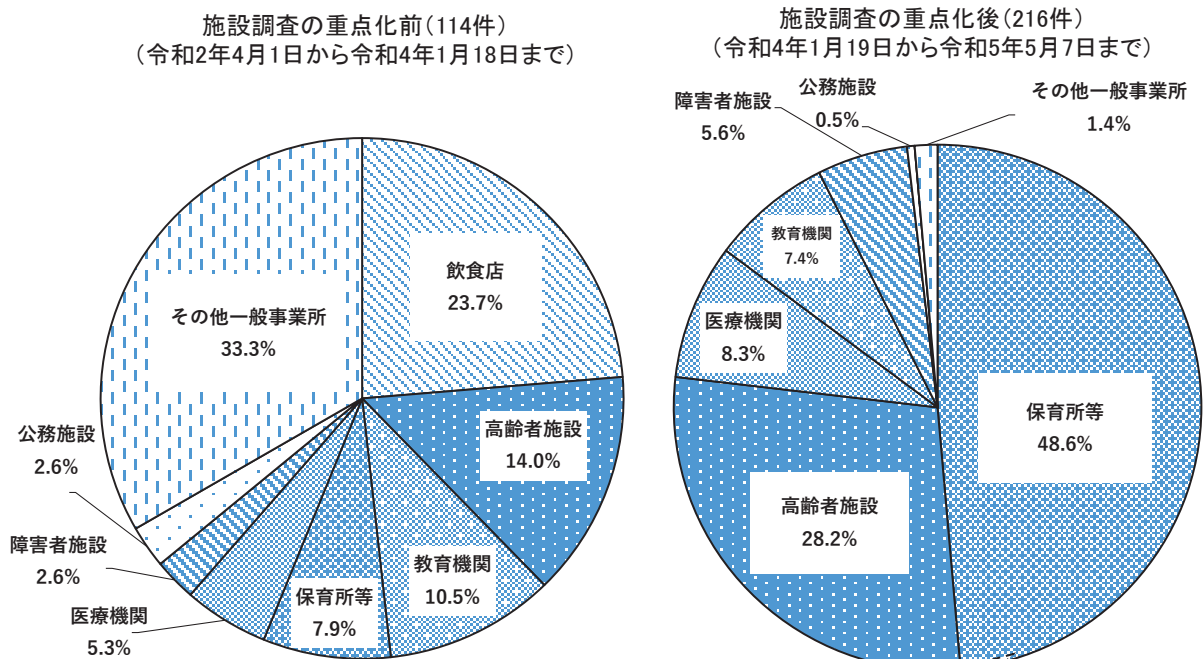


5 仙台医療圏における入院者数（令和2年2月29日～令和5年5月7日）



6 本市におけるクラスター件数

本市では、施設で感染が判明した際の積極的疫学調査^{†14}（施設調査）により感染状況の把握を行い、感染対策の支援等のクラスター対策を実施した。



令和4年1月19日から、施設調査の対象を順次重点化し、令和4年6月13日以降は、高齢者施設、医療機関、障害者施設のみを施設調査の対象とした。
※割合の約半分を占める「保育所等」は、令和4年6月10日以降に対象外とした業種である。

※ 端数処理の関係上、割合の合計が100%とならない場合がある。